

桃山体育王国スポーツクラブ事業従事者の旅費等に関する規程

平成21年7月1日
規程 第4号

(総則)

第1条 この規程は、桃山体育王国スポーツクラブ(以下「クラブ」という。)規約第3条第3項及び第4項の規定に基づき、クラブ事業従事者の旅費等について必要な事項を定める。

(命令)

第2条 旅行の命令及び旅費の支出命令は会長が文書もしくは口頭で行う。

(旅費の種類)

第3条 この規程に基づき支給する旅費は次のとおりとする。

- (1) 交通費(鉄道賃、船賃、航空賃、バス賃等)
- (2) 宿泊費
- (3) 旅費雑費

2 前項各号に該当しないものについては運営委員会で審議し決定する。

(支給対象者)

第4条 旅費の支給対象者は桃山体育王国スポーツクラブ事業従事者の謝金等に関する規程(平成21年 規程第3号)別表1に定めるものとする。ただし会長が特に必要と認める場合は除く。

(交通費の計算)

第5条 交通費は、支払対象者の自宅からクラブ事業及びクラブ事業に関する研修会等の行われる会場までの公共交通機関の費用とし、最も経済的な通常経路及び方法により計算するものとする。ただし業務上、その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常経路及び方法での旅行が困難な場合は、事前に会長の命令を得た後現に行った経路及び方法により計算する事ができる。

(鉄道賃)

第6条 鉄道賃は、旅客運賃、急行料金及び特急料金の実費とする。

2 急行料金及び特急料金は、一つの券の有効区間毎に計算するものとする。

3 急行列車を運行する経路による旅行で片道50km以上の場合は、急行料金を支給することができる。

4 特急列車を運行する経路による旅行で片道65km以上の場合は、特急列車料金(新幹線を除く)を、片道100km以上の場合は、新幹線特急料金を支給することができる。

(船賃)

第7条 船賃は、実費を支給することができる。

(航空賃)

第8条 航空賃は、緊急性並びに経済性を勘案して、実費を支給することができる。

(バス賃)

第9条 バス賃は、実費を支給することができる。

(旅費雑費)

第10条 交通費実費支給が困難な場合は、旅費雑費として定額500円を支給することができる。ただし、交通費と併せて支給してはならない。

(宿泊費)

第11条 業務上必要な場合、その他やむを得ない事情により宿泊しなければならない場合、旅行中の夜数に応じてその実費を支払う。ただし素泊まり料金で上限1万円とする。

第12条 旅行目的の性質上または旅行先の事情、その他特別な事情によりこの規程による旅費の支給ができない場合は、会長の命令により変更することができる。

附 則

この規程は平成21年 7月 1日から施行する。